

社会福祉法人 土幌町社会福祉協議会理事・監事名簿

任期 令和4会計年度にかかる定時評議員会終結の時から
令和6会計年度にかかる定時評議員会終結の時まで

No.	区分	役職	氏名	区分
1	中町	理事	池本文昭	再任
2	西町	理事	永田豊	新任
3	南町	理事	田中幸毅	再任
4	北町	理事	土生明美	新任
5	中土幌	理事	荒弘美	再任
6	中土幌	理事	嶋貫千加子	新任
7	土幌南	理事	大野明	新任
8	土幌北	副会長	渡邊睦実	再任
9	上居辺	理事	岡本達幸	新任
10	佐倉	理事	小野春信	新任
11	下居辺	理事	上屋敷建治	再任
12	中音更	理事	千葉優次	再任
13	西上	理事	瀬戸由美子	再任
14	新田	副会長	岡田智明	再任
15	学識	理事	小枝千恵子	再任
16	学識	会長	佐藤弘夫	再任
1		監事	長屋昌徳	再任
2		監事	森本英伸	再任

*** 関係規定抜粋**

社会福祉法人士幌町社会福祉協議会定款
第4章 役員

(役員)

第18条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 14名以上16名以内

(2) 監事 2名以上

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長は理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員任期)

第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

評議員・理事・監事選任規程

(理事)

第3条 理事は、次の団体から推薦された者又は個人を選出し、評議員会において選任する。

(1) 地域の代表（各地区公民館）

(2) 社会福祉事業を営む団体の役員

(3) 地域における福祉に関する実情に通じている者

(監事)

第4条 監事は、社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理に関して識見を有する者を選出し、評議員会において選任する。

社会福祉法

(役員任期)

第45条 役員任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を短縮することを妨げない。